明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二四）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働四一七）　一
○保安林の指定をする件（農林水産二一四三～二一八九）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金清算・退任関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　七
会社その他
会社決算公告　七

省　令

○厚生労働省令第百二十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百九号を第四百十一号とし、第二百九十七号から第四百八号までを二号ずつ繰り下げ、第二百九十六号を第二百九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百九十八　ピロリジン

別表第一中第二百九十五号を第二百九十六号とし、第二百九十一号から第二百九十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二百九十号の次に次の一号を加える。

二百九十一　ピペリジン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第四百十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、小麦、だいこん類の葉、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、パセリ、セロリ、ほうれんそう、もも、べにばなの種子、ぎんなん、牛の肝臓、豚の肝臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓に残留するアゾキシストロビンの量の限度、はくさい、きゅうり及びみかんに残留するクロルフェナピルの量の限度、米、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、もも、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、ぶどう及びその他のスパイスに残留するパクロブトラゾールの量の限度並びにその他の穀類、その他の豆類、だいこん類の根、アスパラガス、もも及びその他のベリー類果実に残留するビフェントリンの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

第1食品の部A食品一般の成分規格の項5の目の後段中「(17)まで」を「(18)まで」に改め、同目に次のように加える。

(18)　(3)から(17)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法	
アゾキシストロビン	
米	0.2ppm
小麦	0.3ppm
大麦	0.5ppm
ライ麦	0.3ppm
とうもろこし	0.05ppm
その他の穀類	0.5ppm
大豆	0.5ppm
小豆類	0.5ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の後段中「(10)まで」を「(11)まで」に改め、同目の(1)の表のアゾキシストロビンの項を次のように改める。